

## 大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針（案）

大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議

### 1. 趣旨

- 大規模災害が発生した場合における御遺体の埋火葬、搬送等の円滑な実施に資するため、関係省庁の連携や対応に関する基本的な事項を定めるものとする。

### 2. 大規模災害に備えた体制の確保

- 政府においては、「大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議」（以下「関係省庁連絡会議」という。）を適宜、開催し、関係各省の密接な連携のもと、平時より、大規模災害時における御遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、以下の取組を進めるものとする。

（1）関係省庁は、密接な連携のもと、災害時の御遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保や搬送等に関して関係団体との協力関係を強化し、これらの物資の確保等に係る地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進のため協力するものとする。

現在、地方公共団体においてはこれらの協定の締結が進められているところであるが、できるだけ早期に全都道府県での協定が締結されることが重要である。

このため、関係省庁とこれらの関係団体との連絡会議を開催し、連携体制の推進を図るものとする。

#### 【御遺体の埋火葬・保管に係る資機材、搬送に関する関係団体】

物資等	関係団体（関係省庁）
棺、納体袋等	全日本葬祭業協同組合連合会（経済産業省） 全日本冠婚葬祭互助協会（経済産業省）
搬送手段	全日本葬祭業協同組合連合会（経済産業省） 全日本冠婚葬祭互助協会（経済産業省） 全国霊柩自動車協会（国土交通省） 全日本トラック協会（国土交通省）
ドライアイス	ドライアイスメーカー会（経済産業省）

（注）大規模災害による燃料不足に備え、石油精製・元売会社は、石油備蓄法に基づき「災害時石油供給連携計画」を平成 25 年 1 月に策定。都道府県から政府に対する燃料供給要請については、御遺体の搬送や火葬に係るものも含め、「災害時石油供給連携計画」に基づき石油連盟に設置する共同オペレーションルームにおいて、石油精製・元売会社が共同して対応。

(2) 厚生労働省は、都道府県における広域的な火葬の確保のための計画の策定など広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を図るものとする。

特に、東日本大震災の経験も踏まえると、仮埋葬を避けるためには、広域的な火葬体制を確保し、火葬場の処理能力を最大限活用することが重要である。また、災害時においても御遺体の尊厳や御遺族に対する配慮を失することのないよう、平時から、十分に留意して対策を進める必要がある。

**【都道府県等における取組】(※)**

<p>広域火葬 計画の策定</p>	<p>○実施体制の確保 ○広域火葬の応援・協力の要請 ○火葬場の選定・調整、火葬要員の派遣要請・受入れ ○遺体保存対策（遺体安置所の確保、物資の調達等） ○遺体搬送手段の確保 ○相談窓口の設置 ○火葬許可の特例的取扱い 等</p>
<p>広域火葬の 体制の整備</p>	<p>○現状の把握 ○広域火葬実施のための組織 ○相互扶助協定の締結 ○遺体保存のための資機材等の確保（関係事業者との協定の締結等） ○遺体搬送手段の確保（関係事業者との協定の締結等） ○情報伝達手順の確立 ○訓練・研修</p>

※広域火葬計画策定指針（厚生労働省健康局長通知）で定めている事項

**3. 大規模災害時における対応**

○ 政府においては、大規模災害が発生した場合、緊急災害対策本部とも連携しながら、関係省庁連絡会議を適宜開催し、関係省庁の密接な連携のもとに、以下の対応を進めるものとする。

(1) 厚生労働省は、被災地の都道府県等と連絡を行い、火葬場の被災状況等の情報を収集するとともに、御遺体の広域火葬、埋火葬・保管に係る資機材の確保や御遺体の搬送等に関する要請内容を把握する。

(2) 厚生労働省は、上記の情報や要請の内容を関係省庁に提供し、情報交換を行う。

(3) 厚生労働省は、都道府県を越える御遺体の広域火葬の実施のため、御遺体の火葬の受入れや火葬人員の確保等について、近隣の都道府県等への協力を要請する。

- (4) 被災地の都道府県等からの御遺体の埋火葬・保管に係る資機材や搬送、燃料等の要請内容を踏まえ、関係省庁は、各所管の関係団体に対してこれらの資機材や搬送、燃料等に関する協力を要請する。
  
- (5) 厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、関係団体による協力内容を収集し、これらを被災地の都道府県等へ連絡し、現地対策本部とも連携を図りながら、関係団体の協力の内容に関して、都道府県等との連絡調整を行う。
  
- (6) 厚生労働省は、大規模災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可に係る手続の特例を実施する。